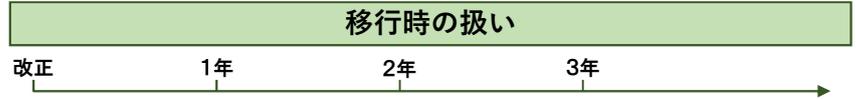
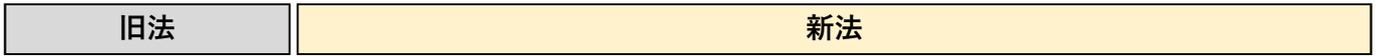


移行手続きの実施時期



① 法許可

- 乳類販売業
- 食肉販売業（容器包装入り）
- 魚介類販売業（容器包装入り）
- 食品の冷凍又は冷蔵業（冷凍・冷蔵倉庫）
- 氷雪販売業
- ソース類製造業（密閉包装を除く）

届出

法上手続き不要とされている

※ご自身が手続き不要か管轄の保健所に確認してください

② 条例許可

- 菓子種製造業
- こんにやく類製造業
- 食料品販売業
- 行商

届出

6か月以内に手続きが必要

③ 条例届出

- その他の食品製造業
（そうざい半製品・液卵以外の製造）

④ 条例許可

- 漬物製造業
- 魚介類加工業

許可

3年以内に手続きが必要

⑤ 法許可

- 飲食店営業
- 喫茶店営業
- 菓子製造業
- あん類製造業
- アイスクリーム類製造業
- 乳処理業
- 特別牛乳搾取処理業
- 乳製品製造業
- 集乳業
- 食肉処理業
- 食肉販売業（容器包装入りを除く）
- 食肉製品製造業

許可

次回更新時に移行手続き

- 魚介類販売業（容器包装入りを除く）
- 魚介類せり売営業
- 魚肉ねり製品製造業
- 食品の冷凍又は冷蔵業（冷凍そうざいの製造）
- 食品の放射線照射業
- 清涼飲料水製造業
- 乳酸菌飲料製造業
- 氷雪製造業
- 食用油脂製造業
- マーガリン又はショートニング製造業

- みそ製造業
- 醤油製造業
- ソース類製造業（密封包装）
- 酒類製造業
- 豆腐製造業
- 納豆製造業
- めん製造業
- そうざい製造業
- 添加物製造業

⑥ 条例届出

- そうざい半製品の製造
- 液卵の製造
- 食品の小分け

許可

3年以内に手続きが必要

⑦ 届出給食

許可
飲食店営業

令和3年6月1日までに手続きが必要

届出

6か月以内に手続きが必要